

鴨川市ふるさと回帰支援センター連絡協議会規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、鴨川市ふるさと回帰支援センター連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 事務所は、鴨川市成川34番地2に定める。

(目的)

第2条 協議会は、都市部における自然やふるさと回帰への欲求が高まるなか、都市生活者が当地域へ定住若しくは一時滞在するために必要な情報、支援及び情報提供等に関する諸事業を行い、当地域への定住等の促進を図り、もって地域社会の振興及び活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 調査研究及び提案活動に関すること。
- (2) 情報提供及び研修活動に関すること。
- (3) 普及推進及び支援ネットワークの構築に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する者（以下「会員」という）とし、種別は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 団体正会員 本協議会の活動を推進する市内団体
- (2) 団体賛助会員 本協議会の活動を賛助する市内団体
- (3) 個人正会員 本協議会の活動を推進する個人
- (4) 個人賛助会員 本協議会の活動を賛助する個人
- (5) 市内企業賛助会員 本協議会の活動を賛助する市内事業者
- (6) 市外企業賛助会員 本協議会の活動を賛助する市外事業者

(入退会)

第5条 協議会の会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

2 協議会を退会しようとするものは、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(年会費)

第6条 会員は、次の各号に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 団体正会員 3万円
- (2) 団体賛助会員 1万5千円
- (3) 個人正会員 1万円
- (4) 個人賛助会員 2千円
- (5) 市内企業賛助会員 5万円
- (6) 市外企業賛助会員 10万円

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 納付義務が発生したときから、1年以上年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第9条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第10条 協議会は正会員の中から次の役員を置く。

(1) 理事 15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長1名、副会長1名は理事の互選とする。

4 監事は、理事を兼ねることができない。

(職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理し、あらかじめ会長が必要と認めた事項については、協議会を代表する。

3 理事は、理事会を構成し、協議会の業務を審議する。

4 監事は、協議会の財産及び会務の状況を監査する。

(任期等)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、後任者が選任されるまでの間、その職務を行うものとする。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第13条 本協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、専門的な事項について、会長の諮問に応じる。

第4章 会議

(種別)

第14条 協議会の会議は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 幹事会

(4) 専門部会

第5章 総会

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、次の事項について審議し、議決する。

(1) 規約の制定及び変更に関すること。

(2) 事業計画及び収支予算に関すること。

(3) 事業報告及び収支決算に関すること。

(4) 役員を選任に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要事項

(開催)

第 17 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第 18 条 総会は、会長が招集し、議長となる。

(定足数等)

第 19 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 総会の出席は、委任状をもってこれに変えることができる。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 20 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 21 条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 22 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第 23 条 理事会は、会長が招集し議長となる。

(客足数等)

第 24 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 7 章 幹事会

(構成)

第 25 条 幹事会は、役員及び顧問の所属する団体の職員、専門部会の長をもって構成する。

2 幹事会を円滑に運営するため必要に応じて会員を加えることができる。

(権能)

第 26 条 幹事会は、必要に応じ開催し、次の事項を協議する。

(1) 理事会に付議すべき事項

(2) 理事会が付託した事項の執行に関する事項

(3) その他業務の執行に関する事項

(役員)

第 27 条 幹事会に幹事長 1 名、副幹事長 1 名を置く。

(招集)

第 28 条 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。

第 8 章 専門部会

(設置)

第 29 条 協議会の業務を円滑に推進するため、事務局が立案し理事会の承認を得て設置する。

(構成)

第 30 条 専門部会は会員の自主性をもって構成し、会員は複数の専門部会を兼ねることができる。

(役員)

第 31 条 各専門部会に、部会長 1 名、副部会長 1 名を置く。

2 各専門部会長は他の専門部会の長を兼ねることはできない。

(召集)

第 32 条 専門部会は、部会長が招集し議長となる。

第 9 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 33 条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(予算)

第 34 条 会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができるものとし、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業年度)

第 35 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 36 条 協議会の事務を処理するために、事務局を鴨川市役所建設経済部産業振興課に置く。

2 事務局長は産業振興課長とし、事務局員はツーリズム推進係員とする。

3 事務局は専門的な事項を委託することができるものとする。

第 11 章 雑則

(委任)

第 37 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成 16 年 4 月 5 日から施行する。

2 この規約は、平成 19 年 6 月 28 日に改正する。

3 この規約は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。

4 この規約は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。(第 36 条及び 2 項改正)

鴨川市ふるさと回帰支援センター連絡協議会専門部会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、専門部会の設置に関し、鴨川市ふるさと回帰支援センター連絡協議会規約(以下、「規約」という。)に定める事項の他、必要な事項を定めるものとする。

(設置の趣旨)

第2条 専門部会については規約第29条に定める協議会の業務を円滑に推進するため設置するものであり、規約第36条第3項の定めにより専門的な事項については事務局が委託するものとする。

2 設置にあたっては各専門部会の趣旨が重複しないように設置し、各専門部会の事業については専門部会間の連携を図るように努めるものとする。

(設置)

第3条 規約第29条に定める専門部会の設置については、以下の各号によるものとする。

(1) 会員提案による設置

(2) 事務局提案による設置

(設置の手順)

第4条 前条第1号による設置については以下の各号に定める要件を全て満たすものとし、前条第2号による設置については以下の各号に定める要件に準ずるものとする。

(1) 規約第4条第1号団体正会員又は第2号団体賛助会員1団体以上の参加

(2) 前号に規約第4条第5号市内企業賛助会員を含め5社、団体以上の参加

(3) 前号に定める会員連名による設置に係る目的等を記した提案書の提出

(4) 幹事会の審議を経、規約第29条に定める理事会の承認

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、必要に応じ各専門部会において定める。

付則

1 この規程は、平成19年 月 日から施行する。